

クレーン関係法令一覽

資料

クレーン等安全規則 (改正 H13.7.16 省令171号)

| 項 目 | 条 項 | | 要 点 | 用 紙 等 |
|---------|-----------------|----------------|--|----------------------------------|
| | 吊上荷重3T以上 | 吊上荷重3T未満 | | |
| 設 置 手 続 | 設置届 | 第5条 | クレーン設置届、クレーン明細書、組立図などを労基署長へ提出 | クレーン設置届(様式第2号) クレーン明細書(様式第3号) |
| | 落成検査 | 第6条 第7条 | 1 クレーン落成検査申請書を労基署長へ提出 2 クレーン各部の構造および機能の点検のほか、荷重試験および安定度試験を実施 | クレーン落成検査申請書 (様式第4号) |
| | クレーン検査証 | 第9条 | 落成検査に合格したクレーンについて労基署長から交付 | |
| | 検査証有効期間 | 第10条 | 2年 | |
| | 設置報告書 | | 第11条 | クレーン設置報告書を労基署長へ提出 |
| 設 置 条 件 | 荷重試験・安定度試験 | 第6条 | 第12条 (第6条第3項、 第4項準用) ・構造部分を構成する部材の断面に生ずる応力の値より算出した機種は荷重試験(定格荷重×1.25倍)を行う ・転倒モーメントより算出された機種は安定度試験(定格荷重×1.27倍)も併せて行う | |
| | 走行クレーンと建設物等との間隔 | 第13条 | 建設物の内部に設置する走行クレーンと建設物またはその内部設備との間隔 | |
| | 建設物等との間の歩道 | 第14条 | 走行クレーンまたは旋回クレーンと建設物または設備との間の歩道の幅(0.6M以上、柱に接する部分は0.4M以上) | |
| 使 用 条 件 | 運転室等と歩道との間隔 | 第15条 | 運転室もしくは運転台の端とそれにいたる歩道の端との間隔(0.3M以下) | |
| | 検査証の備付け | 第16条 | 作業場所に検査証を備え付け | |
| | 使用の制限 | 第17条 法37第2項 | クレーン構造規格に適合したクレーン | |
| 安 全 措 置 | 設計の基準とされた負荷条件 | 第17条の2 | 構造部分の鋼材等の変形、折損防止のため設計基準の負荷条件に留意 | |
| | 巻過ぎの防止 | 第18条 | 過巻防止装置の作動するフック等の巻上装置(上・下の間隔0.25M以上) | |
| | 外れ止め装置の使用 | 第20条の2 | 玉掛け用ワイヤロープ等が、フックから外れることを防止するための装置 | |
| | 過負荷の制限 | 第23条 | 定格荷重の遵守 やむを得ない事由により定格荷重をこえる場合は、あらかじめクレーン特例報告書を所轄労基署長へ提出 | クレーン特例報告書 (様式第10号) |
| | 傾斜角の制限 | 第24条 | ジブクレーン明細書に記載された傾斜角(つり上げ荷重3T未満のジブクレーンでは、製造者の指定した傾斜角)の遵守 | |
| | 定格荷重の表示等 | 第24条の2 | 運転者および玉掛け者が定格荷重を常時知ることができるように表示 | |
| | 運転の合図 | 第25条 | 運転について一定の合図を定め、合図を行う者を指名し、その者に合図を行わせること | |
| | 搭乗の制限 | 第26条 第27条 | クレーンによる労働者の運搬、労働者をつり上げて作業させることの禁止 やむを得ず搭乗させる場合は、専用の墜落防止措置を講じた搭乗設備を設ける | |
| | 立入禁止 | 第28条 第29条 | ケーブルクレーンによる作業時の立入禁止措置 クレーン作業中の吊り荷の下の立入禁止措置 | |
| | 暴風時における逸走の防止 | 第31条 | 屋外の走行クレーンについて、瞬間風速30m/secをこえる風が吹くおそれのあるときの逸走防止措置 | |
| 措 置 | 強風時の作業中止 | 第31条の2 | 強風(10分間の平均風速が10m/sec以上の風)のためクレーン作業に危険が予測されるときは、作業中止 | |
| | 強風時における損壊の防止 | 第31条の3 | 強風時の作業中止中、クレーンのジブの損壊防止と労働者の危険防止のための措置 | |
| | 運転位置からの離脱の禁止 | 第32条 | 運転者を荷を吊ったままで、運転位置から離れさせることの禁止 | |
| 運 転 者 | 組立て等の作業 | 第33条 | 1. 事業者の措置 ①組立てまたは解体作業の指揮者の選任 ②作業区域へ関係労働者以外の立入禁止 ③強風(10分間の平均風速10m/sec以上) 大雨(1回の降雨量50mm以上) 大雪(1回の降雪量25cm以上) 等の悪天候のため危険が予想されるときは作業禁止 2. 作業指揮者の職務 ①作業方法、作業者の配置の決定、作業の指揮 ②材料の欠点の有無および器具工具の機能の点検、不良品の除去 ③安全帯・保護帽の使用状況の監視 | |
| | 特別の教育 | 第21条 | つり上げ荷重5T未満のクレーンについて、安全のための特別教育を実施 | |
| | 就業制限 | 第22条 | つり上げ荷重5T以上のクレーンについて、クレーン・デリック運転士免許を受けた者に運転させる | |

クレーン関係法令一覧

資料

クレーン等安全規則 (改正 H13.7.16 省令171号)

| 項 目 | 条 項 | | 要 点 | 用 紙 等 |
|-----------|---------------------|-----------------------------|---|---------------------------|
| | 吊上荷重3T以上 | 吊上荷重3T未満 | | |
| 定期自主検査 | 定期自主検査 | 第34条 | 年次点検の実施(1年以内ごとに1回) | |
| | | 第35条 | 月例点検の実施(1月以内ごとに1回) | |
| | 作業開始前の点検 | 第36条 | 作業開始前の点検の実施 | |
| | 暴風後等の点検 | 第37条 | 瞬間風速30m/sec以上の風が吹いた後、中震以上(震度4以上)の震度の地震の後、クレーン各部の異常の有無について点検の実施 | |
| | 補修 | 第39条 | 自主検査または点検時に異常を認めるときは、直ちに補修する | |
| | 自主検査等の記録保存 | 第38条 | 3年(但し、作業開始前の点検については不要)保存 | |
| 性能検査 | 性能検査 | 第40条 第42条 | 検査証の有効期間の更新について、性能検査を実施 | |
| | 性能検査の申請 | 第41条 | クレーン性能検査申請書を労基署長へ提出 | クレーン性能検査申請書 (様式第11号) |
| | 検査証の有効期間の更新 | 第43条 | 性能検査の結果により2年未満または2年をこえ3年以内の期間を定めて更新 | |
| 変更手続 | 変更届 | 第44条 (第5条第2項準用) | ジブ、塔その他の構造部分、原動機、ブレーキ、その他主要な装置を変更するとき、クレーン変更届を労基署長へ提出 | クレーン変更届 (様式第12号) |
| | 変更検査 | 第45条 第46条 (第6条、第7条準用) | ①労基署長が必要と認めたクレーンについて、落成検査に準じた検査の実施 ②クレーン変更検査申請書を労基署長へ提出 | クレーン変更検査申請書 (様式第13号) |
| | 検査証の裏書 | 第47条 | 変更検査に合格したクレーンについて、クレーン検査証に検査結果等を裏書 | クレーン使用再開検査申請書 (様式第14号) |
| 休止・使用再開手続 | 休止報告 | 第48条 | クレーンの使用を休止するについて、休止期間がクレーン検査証の有効期間を経過した後にわたるとき、その有効期間中に労基署長へ報告 | |
| | 使用再開検査 | 第49条 第50条 (第6条、第7条準用) | ①休止したクレーンを使用再開するとき、落成検査に準じた検査を実施 ②クレーン使用再開検査申請書を労基署長へ提出 | |
| | 検査証の裏書 | 第51条 | 使用再開検査に合格したクレーンについて、クレーン検査証に、検査期日、検査結果を裏書を行う | |
| 廃止 | 検査証の返還 | 第52条 | クレーンの使用を廃止したとき、つり上げ荷重3T未満に変更したとき、遅滞なくクレーン検査証を労基署長に返還 | |
| 玉掛 | 玉掛け用ワイヤロープの安全係数 | 第213条 第213条の2 | ワイヤロープ 6以上 つりチェーン 5以上(1部4以上) | |
| | 玉掛け用フック等の安全係数 | 第214条 | フックまたはシャックル 5以上 | |
| | 不適格なワイヤロープの使用禁止 | 第215条 | ワイヤロープ1よりの間における素線の数の10%以上の切断。直径につき、公称径の7%をこえる減少。キンクしたもの。著しい形くずれまたは腐食のあるもの | |
| | 不適格なつりチェーンの使用禁止 | 第216条 | 5%以上の伸び、リンク断面の直径の10%をこえる減少 | |
| | 不適格なフック、シャックル等の使用禁止 | 第217条 | 変形、き裂のあるもの | |
| | 不適格な繊維ロープ等の使用禁止 | 第218条 | ストランドの切断、著しい損傷または腐食のあるもの | |
| | リングの具備等 | 第219条 | ワイヤロープ、つりチェーンの両端にフック・シャックル・リングまたはアイを具備 | |
| | 作業開始前の点検 | 第220条 | 作業開始前に、異常の有無について点検を実施 | |
| 玉掛け | 玉掛技能講習修了者等 | 第221条 | つり上げ荷重1T以上のクレーンについて、玉掛技能講習を修了した者等に玉掛させる | |
| | 特別の教育 | 第222条 | つり上げ荷重1T未満のクレーンについて、玉掛に関する特別教育の実施 | |

- 備考 1. 上記表は、クレーン等安全規則、第2章 クレーン、第8章 玉掛けから抜粋・要約したものです。
 2. 上記表において①労基署長とは所轄労働基準監督署長、②「法」とは労働安全衛生法、③「令」とは労働安全衛生法施行令をいいます。
 3. つり上げ荷重0.5T未満のクレーンについては、適用されません。